

# 大田市の妨害行為について

2009年1月8日

「宅野の自然と生活環境を守る会」

仁摩町宅野を最終候補地とした大田市の新不燃物処分場建設計画について、住民への説明責任を軽視した進め方に疑義を持つ宅野の住民が集会を開こうとしたところ、大田市から下記のような妨害行為がありました。

このことに関して、大田市に文書での正式な釈明をもとめたところ、該当する条例、規則等に反する、または該当しないとの回答を得ました。この回答に関しては不明な部分が多いため、今後の大田市との交渉の中で明らかにしていきたいと考えます。

2008年12月22日

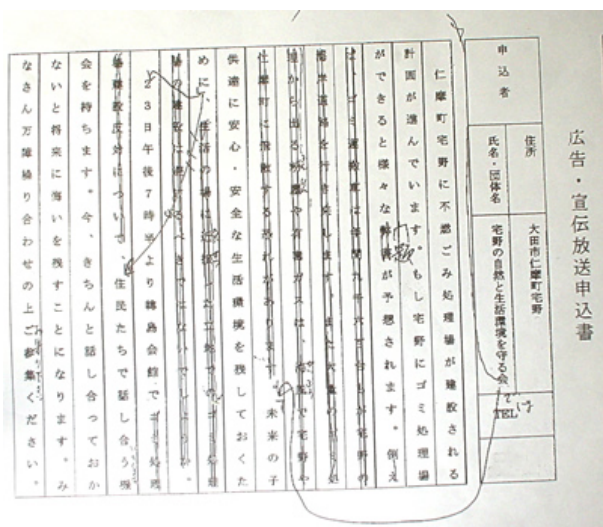
仁摩町有線放送電話協会に、12月23日の集会の告知原稿を持ち込んだところ、原稿内容について、大田市秘書広報課より一部修正ならびに削除の具体的な指示があり、これを認めない限り放送はできないと言明。やむなく了承のうえ放送。

2008年12月22日

同集会に利用するため、仁摩町宅野の「からしま会館」の利用申請を提出したところ、管理人から住民による公的な集会のため無料であることを確認したが、後ほど管轄の大田市教育委員会教育部生涯学習課より、有料であるとの連絡を受ける。

2008年12月25日

同じく、12月27日の集会の告知原稿を持ち込んだところ、前述と同様に大田市秘書広報課より一部修正ならびに削除の具体的な指示があり、これを認めない限り放送はできないと言明。やむなく了承のうえ放送。



行政の重要案件を話し合うための地元住民の集会に対して行った大田市の行為は、市民の言論の自由、集会の自由を妨害する意図を持ったものであり、明らかに民主主義の精神にもとるものであるため、この事実を公にし、世論の良識を問うものです。